

平成29年 9月28日

宗像市議会
議長 花田 鷹人 様

総務常任委員会
委員長 吉田 剛

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第47号議案 宗像市立大島へき地保育所の指定管理者の指定について

宗像市立大島へき地保育所の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 施設の名称 宗像市立大島へき地保育所
- 2 団体の名称等 社会福祉法人紅葉会
理事長 小寺 安
福岡市東区原田二丁目15番18号
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 大島へき地保育所は、平成22年度から指定管理者制度を導入し、第1期、第2期とも公募により社会福祉法人紅葉会を指定した。第3期の管理方法については、これまで指定管理者により安全・安心な保育所運営が行われ、保育サービスの充実が図られてきたこと、利用者アンケートでも良好な評価を得ていることなどから、指定管理者制度のメリットが十分に認められるため、指定管理者制度を継続することを決定した。また、受け皿となる事業者が他にも存在する可能性があることから、更なるサービスの向上を図るために公募により選定することとした。
- 5 公募による応募は、社会福祉法人紅葉会1者のみであった。宗像市公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）では、書類審査、プレゼンテーションによる審査が行われ、提案内容、金額等を総合的に評価して、社会福祉法人紅葉会を指定管理者候補者として市に答申した。これを受けて、事業計画書の内容を検証、検討した結果、選定委員会の答申と同様、社会福祉法人紅葉会を指定管理者候補者とするもの。

【意見】

（賛成意見）

- ・選定委員会が原則として非公開とされていることで、審査の過程でどのような基準に基づき、どのような評価がなされたのかが市民に分かりにくくなっているため、今後は公開するよう改善してほしい。指定管理者制度を選択しているのは、へき地保育所事業をより充実させるため

であり、指定管理者の努力が多く多くの市民から認知されるような配慮を求める。

- ・選考委員による自由な発言を担保するためにも、選定委員会は現状どおり非公開のままで良いと考える。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第48号議案 宗像市学童保育所（北エリア）の指定管理者の指定について

第49号議案 宗像市学童保育所（南エリア）の指定管理者の指定について

宗像市学童保育所（北エリア）、宗像市学童保育所（南エリア）の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を求めるもので、関連する議案のため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 第48号議案について

- (1) 施設の名称 赤間西小学校第1学童保育所 外7学童保育所
- (2) 団体の名称等 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 関口 昌太郎
東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
- (3) 指定の期間 平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

2 第49号議案について

- (1) 施設の名称 自由ヶ丘小学校第1学童保育所 外7学童保育所
- (2) 団体の名称等 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 関口 昌太郎
東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
- (3) 指定の期間 平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

- 3 学童保育所は平成18年度から指定管理者制度を導入しているが、指定管理者制度によって学童保育所の設置目的である放課後児童健全育成事業は達成されていると認められることから、公の施設の運営管理についての市の基本的な方針に則り、第4期についても継続し、南北に分けて公募することとした。

- 4 公募による応募は、北エリアが、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、株式会社テノ・サポート、特定非営利活動法人ワーカーズコープの3者、南エリアが、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、福岡県高齢者福祉生活協同組合、株式会社テノ・サポート、特定非営利活動法人ワーカーズコープの4者。選定委員会では、書類審査、プレゼンテーションによる審査が行われ、提案内容、金額等を総合的に評価して、両エリアともシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者候補者として市に答申した。これを受けて、評価結果の特記事項に記載された内容は、各団体の提案内容を客観的に評価した妥当なものであり、附帯意見として記載された内容は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社と基本協定書を締結する際に協議を行うことで各要望等の実現に向けた指導が可能であると認められることから、選定委員会の答申と同様、南北エリアともシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者とするもの。

- 5 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社は、平成28年度現在、他自治体で107施設の同種施設の管理実績がある。同社から仕様書の基準を上回る指導員の配置に関する提案があったが、基本協定書を締結する際に提案内容を記載することで、提案された指導員数を担保する。
- 6 南北エリアとも、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社以外は、指導員の配置が一部市の基準を満たしていなかったが、募集要領の欠格事項には該当しないため、審査の対象とした。仕様書の指導員の配置基準については、加配指導員を除き、公募説明会で国の基準どおりである旨を説明している。
- 7 北エリアの赤間西小学校第1学童保育所と赤間西小学校第2学童保育所は、平成29年度中に統合、建て替え予定である。

【意見】

〔第48号議案〕

（賛成意見）

- ・宗像市の子どもたちのために、選定委員会の委員の方々にご尽力いただいていることに対し、深く感謝する。シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の強みである危機管理能力と人との関わりを大切にするスタンスをもって、仕様書に従い、安全・安心な学童保育運営がなされることを要望する。
- ・現指定管理者に対しては、これまで勧告を行ってきたにも関わらず、度重なるトラブルがあったが、今後はこのようなことがないように指導していただきたい。評価に際しては、総合点だけで判断するのではなく、根幹を成すような重要な評価項目については、最低限の条件を設けるべきである。
- ・指導員の配置が一部市の基準を満たしていなくても、欠格事項に該当しないことには不自然さを感じる。仕様書の指導員の配置基準は国の基準に従うだけでなく、学童保育のより良い運営のために市独自の基準を付すべきである。現指定管理者のように、基本協定書を交わした後も指導員が不足したままである状況が発生しないように要望する。評価表については、総合点のみで評価するのではなく、各項目の最低基準を設けるなどバランスの良い評価を行ってほしい。

（反対意見）

- ・選定委員会が非公開であることにより、審議内容が分かりにくい。指定管理者制度の選定のプロセスも含めて、あり方を変えていく必要がある。今後は市が指導員の配置基準を明確に示し、基準を満たす事業者だけを選定対象とするべきである。子どもたちとの深い関わりを持てる学童保育を復活させるために、学童保育事業を指定管理者制度により運営することについては見直すべきである。前回に引き続き、人材派遣会社が指定管理者に選定されるという、この選定のあり方自体を変えていく必要がある。
- ・提案価格が低いことをメリットと捉えるのではなく、その理由の検証をしっかりと行わないと良いサービスにはつながらない。現指定管理者が今回の応募をした際、人員配置について市の基準を一部満たしていなかったことから、これまでの市の指導がきちんと伝わっていなかったと考えられる。新しい事業者に変わってもこのような状況が続けば、改善にはつながらないのではないか。

〔第49号議案〕

（賛成意見）

- ・指定管理者に運営を委ねることによって、リスクが見えにくくなることが考えられるが、リス

クマネジメントは最も大切な部分である。問題が起こった際に、内部告発等がなくても市がその問題を把握できるような仕組みを作っていただくことを要望する。

(反対意見)

- ・現指定管理者については、過去の実績などを強調してきたにも関わらず、今回の応募の際は、指導員の配置基準さえ満たしていなかった。また、問題が起こった際も、保護者等からの情報で行政が把握し、市が勧告や指導を行ってきた。そういう事業者に本市がこれまで8年間も学童保育事業を委ねてきたことについては、行政の責任を問われかねない問題である。指定管理者を選定するに当たっては、その事業者の体質や市が目指す学童保育事業に対してどうであるかなどの視点から判断するべきである。今回再び、人材派遣会社に指定管理を委ねることについては、非常に不安を感じる。

【審査結果】

委員会は、第48号議案、第49号議案とも賛成多数で可決した。

第50号議案 宗像市学童保育所(吉武)の指定管理者の指定について

宗像市学童保育所(吉武)の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 施設の名称 吉武小学校学童保育所
- 2 団体の名称等 吉武地区コミュニティ運営協議会
会長 花田 亮
宗像市吉留3519番地1
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 吉武小学校学童保育所は、平成26年度から吉武地区コミュニティ運営協議会が指定管理者に指定されており、利用者数は毎年度増加し、運営面、指導面、保護者との信頼関係も良好で、組織的にも安定運営されている。本市が目指すコミュニティ施策、市民協働施策による人づくり・まちづくりという事業効果が期待できることから、引き続き指定管理者として、同運営協議会を候補者に選定するため、非公募とした。
- 5 選定委員会では、「指定管理者候補者として適格」と判断し、要望事項として意見を付して市に答申した。これを受けて、選定委員会の答申に付された意見については、市が同運営協議会を支援し協働することで、その実現が可能と認められることから、同運営協議会を指定管理者とするもの。

【意見】

(賛成意見)

- ・学童保育事業には安全・安心と安定した運営が求められるため、社会保険などを含めた指導員の待遇改善を要望する。
- ・コミュニティ運営協議会に学童保育事業の運営を委ねる部分については、業務委託で運用した方が地元の特性に応じた柔軟な対応が可能になると考えるので、指定管理者制度から業務委託への変更について検討を要望する。

- ・地域に密着した学童保育が運営されており、利用者も増加している。きめ細やかな取り組みがなされており、保護者との信頼関係も良好だと聞いている。こうした大変な努力をされている学童保育運営が今後も継続されるよう、市のしっかりとした支援を要望する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第51号議案 宗像市学童保育所（赤間）の指定管理者の指定について

宗像市学童保育所（赤間）の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 施設の名称 赤間小学校第1学童保育所 外2学童保育所
- 2 団体の名称等 赤間地区コミュニティ運営協議会
会長 飛鷹^{ひだか} 修^{おきむ}
宗像市赤間2丁目3番1号
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 赤間地区コミュニティ運営協議会は、平成27年12月に吉武地区コミュニティ運営協議会による学童保育所運営状況の検証結果の説明を受け、現在に至るまで学童保育所運営に関する検討を組織的、継続的に行ってきた。
同運営協議会を学童保育所の指定管理者として指定することは、利用する子ども、地域の両方に大きな効果が期待でき、本市が目指すコミュニティ施策、市民協働施策による人づくり・まちづくりという効果も期待できることから、同運営協議会を指定管理者の候補者に選定するため、非公募とした。また指定の期間については、同運営協議会にとって初の取り組みであり、吉武地区の事業とは規模が異なるため、当初は2年間のモデル事業とし、モデル事業期間の検証結果を基に、残り2年間の指定について検討する。
- 5 選定委員会では、「指定管理者候補者として適格」と判断し、要望事項として意見を付して市に答申した。これを受けて、選定委員会からの答申に付された意見については、同運営協議会の学童保育所運営準備委員会に市が今後も継続して参加、協議し、学童保育所の運営管理についてのノウハウの提供等を行いながら赤間地区の状況に応じた運営とし、来年4月1日から実施できるよう支援を行っていくことで、その実現が可能と認められることから、同運営協議会を指定管理者とするもの。

【意見】

（賛成意見）

- ・初めて学童保育事業に取り組むため、不安はあると思うが、吉武地区コミュニティ運営協議会で成功したことが、赤間地区コミュニティ運営協議会で生かせるよう、一層のサポートを市に要望する。
- ・赤間小学校学童保育所と福岡教育大学とが連携することにより相互にメリットがあると思うので、連携を深め、地域で育てる学童保育所となるよう要望する。
- ・指定管理者の変更に伴う混乱が起こることなくスムーズな運営がなされ、地域の特性を生かし

た学童保育所となるように支援してほしい。

- ・規模の大きな学童保育事業を地域の中で運営するということの成否が、かつて本市で行っていた子どもを中心に据えた学童保育事業の復活の可能性を試す試金石となる意味でも注目している。人材派遣会社が運営するのではない学童保育所を目指していけるよう、今後も議会の一員として努力したい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。